

需要即応型生産流通体制緊急整備事業（新規）

【116,800百万円】

対策のポイント

水田転作作物について、食料自給力向上に向けて地域・農業者が一体的に行う実需者との連携活動や、麦、大豆、新規需要米の需要拡大に向けた取組を支援します。

（食料自給率について）

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっています。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給力・自給率の強化に向けて、水田等を有効活用し転作作物等の需要に応じた生産拡大を進めていく必要があります。

政策目標

国産農産物の需要の拡大、食料自給力・自給率の向上

< 内容 >

1. 地域・生産者による生産・流通面の取組への支援

水田における転作作物について、地域の計画の下で地域・生産者がまとまって実施する取組を支援。

・麦、大豆、飼料作物等

地域の取組に応じて最大15,000円/10aを助成

【取組メニュー】

実需者との連携活動（実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等）
品質向上活動（タンパクや残留農薬の分析と色彩選別機による選別等）
物流効率化活動（効率的な流通に向けたフレコン出荷の実施等）
環境・安全活動（堆肥の共同施用による化学肥料の節減等）

（取組1メニューに対して5,000円/10aを助成、最大3メニューまで）

・米粉用米、飼料用米

地域の取組に応じて25,000円/10aを助成

【取組メニュー】

実需者との連携活動（実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等）
及び混入防止等活動（ほ場乾燥による収穫時期の分散化等）
効率的な流通体制の整備（フレコン出荷の実施等）又は集中乾燥調製体制の整備
（共同乾燥調製施設による集中乾燥調製の実施等）

（と の両方を実施）

2. 生産者・実需者が連携した需要拡大に向けた取組への支援

・新品種・新技術の普及、産地と実需者との播種前契約の推進

パン・中華めん用小麦品種の作付、大豆300A技術の実証、大豆生産者と実需者とが3年間程度の契約栽培を行う取組等を支援。

・国産麦、大豆及び新規需要米を用いた商品開発の推進

食品製造業者等に対して、商品開発に必要な原料購入、試作品製造、試験販売等に要する経費を助成。

需要即応型生産流通体制緊急整備事業

116,800百万円

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

担当課：生産局農業生産支援課（：03-3597-0191(直)）

生産流通振興課（：03-3502-5965(直)）